



< 配布資料一覧 >

議事次第、専門委員名簿

- 資料 1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
- 資料 1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料 1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 1-4 PFASワーキンググループの設置について（令和5年2月7日食品安全委員会決定）
- 資料 2 食品安全委員会ファクトシート「パーフルオロ化合物（最終更新日：令和2年10月27日）」
- 資料 3 PFOS、PFOA 等のリスク評価について
- 資料 4 PFOS、PFOA 等の関係各省における検討状況
- 資料 5 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループにおける調査審議の進め方（案）

参考資料 1 令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会（令和5年1月24日開催）資料

- 参考資料 1-1 PFOS 及び PFOA に関する検討について（水道関係）
- 参考資料 1-2 PFOS 及び PFOA に関する検討について（水環境関係）
- 参考資料 1-3 「飲料水中の PFOS 及び PFOA」WHO 飲料水質ガイドライン作成のための背景文書
- 参考資料 1-4 暫定飲料水健康勧告：PFOS、PFOA（2022年6月）

参考資料 2 第1回 PFAS に対する総合戦略検討専門家会議（令和5年1月30日開催）資料

- 参考資料 2-1 PFAS の概況と今後の対応
- 参考資料 2-2 PFOS、PFOA の国際動向
- 参考資料 2-3 PFOS、PFOA 以外の PFAS の国際動向
- 参考資料 2-4 PFAS の全体像について

## 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループの設置について （令和5年2月7日 食品安全委員会決定）

### 1 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ設置の趣旨

有機フッ素化合物であるPFAS(Per- and Polyfluoroalkyl substances)は、撥水性や化学的安定性を有することから、かつて幅広い用途で用いられていた。しかし、PFASの一種であるパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS：Perfluorooctane sulfonate）及びパーフルオロオクタン酸（PFOA：Perfluorooctanoic acid）については、難分解性、高蓄積性等を有することから、それぞれ平成22年及び令和3年に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下、「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されている。また、水道水質についても、海外の動向や国内の検出状況を踏まえ、令和2年に、PFOS及びPFOAの水質管理上の位置づけが要検討項目から水質管理目標設定項目に移行し、その暫定目標値が設定されたところである。

さらに、PFOS、PFOAに加え、令和4年にパーフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS：Perfluorohexane sulfonate）がストックホルム条約（POPs条約）附属書A（廃絶）に追加されており、今後、化審法に基づく第一種特定化学物質に指定されることが見込まれている。

このような中、海外における有機フッ素化合物（PFAS）に関するリスク評価の最近の動向、また、厚生労働省及び環境省が水質の目標値等の検討を開始したこと等を踏まえ、食品安全委員会は、令和5年1月31日に開催された第887回食品安全委員会会合において、有機フッ素化合物（PFAS）を食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の対象とすることを決定した。

このため、食品安全委員会に、「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置することとする。

これに伴い、汚染物質等専門調査会及び器具・容器包装専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

### 2 所掌事務

WGは、有機フッ素化合物（PFAS）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

### 3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。

- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が指名されるまでは、委員長が座長の職務を行う。
- (6) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
  - ① 会議の日時及び場所
  - ② 出席した専門委員の氏名
  - ③ 議題となった事項
  - ④ 審議経過
  - ⑤ 審議結果
- (7) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (8) 委員は、WGに出席することができる。
- (9) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (10) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (12) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

#### 4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

#### 5 施行日

令和5年2月7日から施行する。

## 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループにおける調査審議の進め方 （案）

### 1. 評価書について

有機フッ素化合物である PFAS については、現在、令和4年度食品安全確保総合調査課題「パーフルオロ化合物に係る国際機関等の評価及び科学的知見（体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等）の情報収集並びに整理」（以下、「調査事業」という。）において、国際機関及び各国政府機関等（以下、「国際機関等」という。）の評価に関する情報及び科学的知見の収集・整理がなされており、令和4年度末にとりまとめられる予定となっている。

有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループにおいては、当該調査事業で収集・整理された情報等を踏まえて、国際機関等が行った評価も参考に、最新の科学的知見に基づく評価を検討する。

### 2. 進め方について

調査事業で収集された情報及び科学的知見を以下の担当分野ごとに確認し、評価書に記載すべき事項を整理し、評価の方向性を検討する。その際、調査事業の報告には含まれていない科学的知見についても、必要に応じて評価書に記載する検討対象とする。

#### 担当分野（案）

分野	ご担当委員
分析法、ばく露、バイオモニタリング、蓄積性、環境中運命	浅見専門参考人、 長谷川専門参考人
体内動態	松井専門委員、吉成専門委員
実験動物における影響	石塚専門委員、渋谷専門委員、 田中専門委員、姫野専門委員、 小池専門参考人、森田専門参考人
ヒトにおける影響	苅田専門委員、川村専門委員、 澤田専門委員、祖父江専門委員、 中山専門委員 岸専門参考人、黒田専門参考人、 広瀬専門参考人、福島専門参考人